

第12問

第1 設問3

1. まず、甲は、Cに対し、600円を交付して自己の債務を解消した行為は、
横領罪(刑法(以下、法名省略)252条1項)に成立しない。

(1) まず、甲Aは甲(2. B)に対し500円の貸付金債権の取り立てを依頼し、甲はそれを
委託しているから、甲A間に委託信託信任関係がある。次に、上記600円は
甲名義の口座に預金されていた金であるから、その預金に対して法律上の占有
が認められ、「自己の占有」がある。そこで、甲がBから取り立てて甲名義の口座に
預金した600円のうち500円は、AのBに対する500円の貸付金債権を
回収したものであるから、500円はAの金銭といえ「他人物」と言える。

(2) さらに、甲の上述行為が横領罪に当たるか。

ア この点に入る。横領罪とは、~~横領罪とは~~横領罪における不法
領得の意思とは、委託信託信任関係に基づいて本人に交付された金銭、物品
を占有する意思という。そして、横領とは不法領得の意思を遂行する一
切の行為をいふと解する。

イ これを本件に入れたら、甲名義の口座の預金のうち500円は上述のと
うにAのBに対する貸付金債権を回収したものであるから、Aが本人とい
う500円の処分権限を有し、甲は処分権限を有しない。そして、甲は上
記の500円を返済という上意行為に及んで、甲500円を自己の債務の解消
に用いることはAに許されず、違法行為であり、かつ、甲はAに對して500
円を引当するという委託信託信任関係に基づいており、甲の上述行為は不法
領得の意思を遂行する行為に当たり、横領罪に当たる。

(3) また、甲は600円全額をCに對する自己の債務の解消に用いようとして決
しているから、横領罪の故意が認められ、上述のように不法領得の意思を

問

Ans 5th 3.

(4) 16457. 甲₁上泥竹属1-模颌界成或土₃₀

2. 次に、甲がAに睡眠薬を10万円を飲ませ、甲が、91%は二項強盗殺人
罪(90科後段)が成立しない。

(1) まず、甲の上記行為は二項強盗殺人罪の構成行為に当たります。

P 2の点に207. 単行行為と対、構成要件の結果発生、現実の危険を有す

行為をいふ。そして、第1行為を軽2第2行為による犯罪を果したと

す場合、第1行為と第2行為が密接な関係にある場合は、第1行為のみ

よて上記免除と有するといふ、第1行為が実行行為に当たると解する。是件例は

第1行为第1行为时第1行为=第1行为+第1行为第2行为=

① 必要不可欠② 第1行が成功した場合、第2行が成功

在始作特攻時書於序。③第(行為)第(行為時間)一端所引近接

している場合、第1行為と第2行為が密接な関係にある、第1行為が業犯の遂行

前(古)寺在子乙解村。

イ これを本件について見て、AがBに於いて有資格者を発生させてこれをAIへ輸入し

もし行が以下、第2行とすれば、 A は、 $A = \begin{pmatrix} 1 & 0 & 0 \\ 0 & 1 & 0 \\ 0 & 0 & 1 \end{pmatrix}$ となる。

素数 p は、以下「 p 」(行着)とす。に於て、 $A \in \mathcal{P}(S)$ なるものは、 (A, p)

第(1)次二、第(行)为成功(有物合)(有物A市近郊)(生甲状第(行)为)

次にこれを始げると事は足るに相い。(四)より、甲は第1行為が成立せば

例(行をたいたA) ~~第4行~~において、~~f(8)~~に第2行目にはAが3と7の

たのたふし両行書に時間的・場所的正確性ある? (1)

2) 甲のトビ行義は、一罪留置程、罪の重行行義に基く？

2. したがって、甲の上記行為は、二項強盗殺人罪の未遂行為に当たります。

(2) 次に A は「死す」している。

問題の所在は？

(第2問)

(3) 上記、甲の上記行為とAの死との間に因果関係が認められるが

この点について、構成要件の結果発生が現実、実行行為の有する危険が現実化した場合には、因果関係が認められる。そして、実行行為の危険が結果に現実化したか否かは、実行行為の危険性、介在事情が結果発生への寄与度、介在事情の異常性等を考慮して判断する。

これを本件について見ると、甲の上記行為は通常の一般人がなければ生命に対する危険性は全くないものがあるが、~~実行行為~~ ~~実行行為~~の危険性は低い。次に、Aが特殊な心臓疾患を有していたことで通常の一般人でなければ死せることはなかつた程度の睡眠薬を飲ませたこと~~で~~ ~~死~~ ~~て~~ ~~い~~ ~~る~~ ~~が~~、Aの抱えていた特殊な心臓疾患が死に対する寄与度は高い。そして、Aに特殊な心臓疾患があることは甲も知らなかったし、一般人も認識しておらず、さらにA自身も認識してなかったから、Aの抱えていた特殊な心臓疾患という介在事情の異常性は高い。そこでこれを考慮すると、甲の上記行為がAの死に対する危険性がAの死に現実化したとはいえず、甲の上記行為とAの死との間に因果関係は認められない。

(4) 上記、甲はAを殺害しようとしていたことより、二項強盗殺人罪の成立が認められるから。

(4) ~~二項強盗殺人罪の成立~~ さらに、甲はAに対する50万円相当の利益を得るために、Aに睡眠薬入りのお酒を飲ませているが、財産上不法の利益を得るために、人の反抗を抑圧するために程度の暴行をしている。

(5) 以上から、二項強盗殺人罪の成立に~~2分行為~~ ~~必要~~ ~~な~~ ~~定~~ ~~罪~~ ~~の~~ ~~成~~ ~~立~~ ~~は~~ ~~な~~ ~~い~~ ~~。~~ ~~二~~ ~~分~~ ~~行~~ ~~為~~ ~~は~~ ~~必~~ ~~ず~~ ~~な~~ ~~り~~ ~~。~~ ~~こ~~ ~~の~~ ~~点~~ ~~に~~ ~~関~~ ~~し~~ ~~て~~ ~~、~~ ~~強~~ ~~盗~~ ~~利~~ ~~得~~ ~~罪~~ ~~は~~ ~~被~~ ~~害~~ ~~者~~ ~~の~~ ~~意~~ ~~思~~ ~~を~~ ~~制~~ ~~圧~~ ~~し~~ ~~て~~ ~~利~~ ~~得~~ ~~を~~ ~~得~~ ~~る~~ ~~犯~~ ~~罪~~ ~~で~~ ~~あ~~ ~~り~~ ~~、~~ ~~被~~ ~~害~~ ~~者~~ ~~の~~ ~~意~~ ~~思~~ ~~を~~ ~~制~~ ~~圧~~ ~~し~~ ~~た~~ ~~2分行為が予~~ ~~定~~ ~~さ~~ ~~れ~~ ~~て~~ ~~い~~ ~~る~~ ~~。~~ ~~こ~~ ~~の~~ ~~点~~ ~~に~~ ~~関~~ ~~し~~ ~~て~~ ~~、~~ ~~二~~ ~~項~~ ~~強~~ ~~盗~~ ~~殺~~ ~~人~~ ~~罪~~ ~~の~~ ~~成~~ ~~立~~ ~~は~~ ~~な~~ ~~い~~ ~~。~~

(第2問)

の成立に十分原因が与えられている。

(6) また、甲はAに対する500万円の返還を受けるために、Aを殺害しようとして決意しているから、二項強盗殺人罪の故意が認められる。

(7) ~~また、甲は上記二項強盗殺人罪の既遂時期が問題となるが、~~同罪が第1次の生命を侵害法益としているため、殺人未遂に相当した場合は強盗殺人罪の未遂となると解する。したがって、本件では、甲の上記行為とAの死との間に因果関係がないから、二項強盗殺人未遂罪が成立し得る。

(8) ~~また、甲は上記行為に~~

3. したがって、甲がAの机にあるA所有の高級腕時計を盗取する行為は、窃盗罪(230条)が成立する。

(1) ここで判例は、暴行後に~~奪取の意思~~を以て財物奪取に及んだ場合、新たな暴行脅迫がない限り、強盗罪は成立しないとしている。本件では、Aは既に睡眠薬を飲んで眠り込んでいたから、甲がAを盗むことはAが認識して方々かAに対する新たな暴行脅迫とはいえない。そこで、甲の上記行為は強盗罪は成立し得ない。

(2) 次に、甲は「他人の財物たるA所有の高級腕時計を、Aの意思に反してAの占有下からAの占有下にあるAの機から持ち去る」という奪取をしている。

(3) また、甲はA所有の高級腕時計を奪取することを認識しているから、窃盗罪の故意が認められる。

(4) したがって、毀棄罪との区別のために、奪取罪の成立には不法領得の意思が必要とされる。ここで不法領得の意思とは、権利者を排除して物の用法に従って使用しようとする意思をいう。本件で、高級腕時計を所有者であるA

第2問

市から持ち去った。このとき、甲は、権利者Aを排除して、時計を所有しようとして上記行為に出ている。甲に権利者Aを排除して、時計を経済的に支配しようとする意思が認められる。そこで、甲に不法領得の意思が認められる。

(5) したがって、甲の上記行為に窃盗罪が成立する。

4. 以上より、甲の上記各行為に①横領罪、②二項強盗致し死傷罪、③窃盗罪が成立し、これは行為を異にするため、併合罪(行刑)となり、甲はその罪責を負う。

第2 設問2

1. まず、甲の計画が睡眠薬を飲ませてAを眠らせた後、有蓋ゴミ箱に自殺に見せかけAを殺害するに計画したことが挙げられる。本件では、Aは睡眠薬を飲んだことにより死んでいるため、甲の殺害と主観の死との因果経過が異なるため、因果関係の錯誤により甲の殺害が否定され得るからである。

2. 次に、Aには特殊な心臓疾患があり、Aは睡眠薬の摂取によって同疾患が急激に悪化して急性心不全に陥り死したことが挙げられる。このような事情は、Aの死に対する寄与度が高いとして、甲が睡眠薬をAに飲ませた行為とAの死との因果関係が否定され得るからである。

3. そして、甲がワインを混入させた睡眠薬の量はAの特殊な心臓疾患があれば生命に対する危険性が全くないものであり、これが挙げられる。実行行為が致死するかどうかは、構成要件の結果発生の危険性を有するかどうかにより判断される。そこで、この場合は一般人を基準として判断すれば、Aの特殊な心臓疾患があれば、生命に対する危険性が全くないから、死という結果発生の危険性を甲の上記行為が有しないとして、上記行為が実行行為に当たらないと判断される。

第2問

である。

第3 設問1

1. 甲がBに対し7,600円を支払うよう要求した行為は恐喝罪(299条2項)が成立しないか。

(1) まず、本件でBが有する500円はAから借りた金銭であり、かつ返済期限を到来しているから、Bは500円に対する所持権限を有しない結果、500円については財産上不法の利益とはいえず、100円についての恐喝罪が成立するのではないかという②の立場がある。この立場は、奪取罪の保護法益は正当な所持権限であると考えられる立場である。

一方、①の立場は、奪取罪の保護法益を占有する自体と考えられる立場である。

ここで、複雑化した現代社会においては、現に財産が占有されているという財産の秩序を保護する必要があるから、①の立場が妥当であると解する。又、たとえ、Bが600円を現に占有しているものであるとしても、その600円全体が財産上不法の利益に当たることとなる。

(2) 次に、甲が自身が専ら田租員であるかのように装って上記行為に出たことでBが畏怖しているから、甲の上記行為は「恐喝」に当たる。

(3) そして、Bが甲の上記行為により畏怖した結果、Bが自己名義の預金口座から甲の指定に係るD銀行支店に開設した甲名義の預金口座に600円を送金するという処分行為を行っており、甲はD銀行に対して600円の前払請求権という「財産上不法の利益を得た」といえる。

(4) また、甲はBを恐喝して600円を甲名義の預金口座に送金させることを認識しているから、恐喝罪の故意が認められる。さらに、恐喝罪の主観的構成要件として不法領得の意思が必要であり、その内容は権利者を排除して物の

(第 2 問)

1 用法に従い処分利用する意思をいう。本件で、甲がBに600円を渡金したよ
2 うにしていることは、Bが占有する600円に対して権利を行使することを妨害し、
3 金銭~~の~~の用法に従い、処分利用する意思があるといえるから、不法領得志
4 思が認められる。

5 (1) 作らぬ。甲の上記行為は恐喝利得罪が成立する。

6 2. 以上より、~~甲は恐喝利得罪に~~甲は恐喝利得罪の罪責を負う。

7 以上。

8 12:57'45